

新エネ利用特措法検証委員会 2004 年度第 1 回会合 議事録

- 日時：2004 年 7 月 29 日（木）15:30～18:00
- 場所：衆議院第 1 議員会館第 1 会議室（東京・永田町）
- 議事次第
 - （1）開会・趣旨・論点の整理など（GEN）
 - （2）各セクターからの最新情報の提供・共有
 - <報告者>
 - 安居徹氏（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）
 - 吉田恵一氏（東京電力株式会社企画部調査グループ課長）
 - 堀俊夫氏（ユーラスエナジーホールディングス名誉顧問、風力発電事業者懇話会）
 - 船曳尚氏（ナットソース・ジャパン）
 - 可児浩一郎氏（日本風力発電協会事務局長）
 - （3）国会議員からの発言（適宜）
 - （4）議論
 - （5）まとめ（GEN）
- 当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）
 - 趣旨・進行案／参加者リスト（GEN）
 - 論点の整理（GEN）
 - GEN から系統小委員会へのパブリックコメント（GEN）
 - 【参考資料】GEN から各電力会社への平成 15 年度義務達成状況調査結果（GEN）
 - 【参考資料】平成 16 年度の各電力会社の風力入札・抽選の概要（GEN）
 - 日本における風力発電の発展と課題（風力発電事業者懇話会）
 - 新エネ利用特措法に関するアンケート調査総括表（日本風力発電協会）
 - 新エネ利用特別措置法の平成 15 年度の施行状況について + 系統小委員会中間報告書(案)（資源エネルギー庁）
 - RPS 制度の履行状況・要望等について（東京電力）

●議事録

(注1：以下すべて敬称略です)

(注2：当日配布資料があった報告は、基本的に、詳細を略し配布資料参照とさせて頂いています)

竹村 英明(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 事務局長)

配布資料：新エネ利用特措法検証委員会第1回会合 進行案

(詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと)

- ・ 司会の挨拶、配布資料の確認と本日の議事の予定の説明
- ・ 最初に、主催者である「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク(GEN)の代表である飯田から挨拶、論点整理を行いたい。

飯田 哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表)

配布資料：新エネ利用特措法 論点の整理

(詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと)

- ・ 「自然エネルギー促進法」推進ネットワークの飯田です。昨年3月以来の開催で、開催時期が若干遅れたが、資源エネルギー庁さんの取りまとめが出てから開催しようということになった。この会の趣旨は、新エネ特措法に関する関係者の方々が情報を持ち寄り、2年後の見直しを行うという約束もあるので、それに向けて検証していこうというもの。課題を洗い出して、検証していこうという趣旨で、この委員会そのもので、何かの結論を出すという趣旨ではない。ただし、色々な立場の人がいるので、その中で議論しながら、相互理解を深めたり、議論をしていくということを期待している。そういった幅広い場として皆さんにもご活用いただければと思っている。皆さんからご報告を頂く前に、昨年一年間の議論を踏まえた現時点での論点の整理をかいつままで報告をしたい。
- ・ 法改正そのものは今から2年後に検討を開始する。目標値は今から2年後に見直しを開始して、3年後には見直しが完了して目標値も変わるというスケジュールになっている。法制度でできることとそれ以外の課題があるかと思う。
- ・ 2年後から3年後の見直しに向けて、制度選択の検討は、改めて見直していても良いのではないか。先日のボンの会議でもあったが、必ずしもいわゆる固定価格買取制度(FIT: Feed in Tariff)かRPSの二者択一ではなくても、それぞれの良いところを活かしながら、いい制度を作っていくという視点でやっていけばよいのではないか。
- ・ RPS制度の骨格としていくつかの論点
- ・ 昨年一年間で起こった議論とこの春に起きていることを整理したものだが、一応すべて疑問形であり、何かを決めているわけではないが、これに対する違った見方もあるであ

ろうし、新しい項目もあるかと思うので、また議論をしながらアップデートしていきたい。以上。

竹村 英明（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 事務局長）

- ・ ありがとうございます。経済産業省新エネ利用対策室室長安居さんから新エネ利用特措法のこの一年間の施行状況についてお話をいただき、あわせて系統連系小委員会についてもご報告いただきたい。よろしくお願いいたします。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

配布資料：新エネ利用特別措置法の平成 15 年度の施行状況について

風力発電系統連系対策小委員会中間報告書（案）

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

資源エネルギー庁 RPS 室長の安井です。RPS 法の施行状況につきまして、説明したい。

- ・ 結論から先に申しあげると、いわゆる小売事業者である 25 社は基本的に義務量を達成した。そのうち 1 社がボロウイングを実施した。ボリュームとしてはバイオマスが一番大きく、次いで風力、中小水力、太陽光という形。日本全体の販売電力量の 0.39%のシェアとなる。最終的には 2010 年に 1.35%が目標としているが、今のところこのような状況である。
- ・ バンキング相当量は全体の義務量に対して約 3 割弱となっている。先ほど飯田さんから説明があった「論点の整理」2 ページ目について義務者の基準利用量は当然オープンだが、バンキングやボロウイングは公表しないという形で判断した。理由は、バンキングは資産項目で言えば、15 年度末決算のバランスシートの雑流動資産の一項目として整理され、各義務者の資産の一部であるのでその公開につながる。来年度に影響を与えないと思われる北海道電力さんや四国電力さんがオープンにすることは構わないが、たくさん持っているところは来年の自分の義務量の削減に使うかもしれない、バンキングを持っていないところは来年買わなければならない等。特に発電事業者においては、それぞれのバンキングを出すことは、競争上の不利になる可能性があるのではないかと、ということで、情報公開、透明性の確保は積極的にしたいが、今回は発表をしなかったという結論である。以上が 15 年度の施行実施の状況の報告である。
- ・ 引き続き、風力発電系統連系小委員会について。一昨日新エネルギー部会の下の小委員会で、委員の先生方に了承いただいたものである。
- ・ 報告書のフローをざっと説明する。風力発電の導入目標を 2010 年、平成 22 年までに 300 万 kW という目標がある。一方 RPS 法の新エネルギー等電気の利用目標は 122 億 kWh である。これは太陽、風力、バイオマス、小水力など色々含めた形なので、風力だけの数字はない。義務者となっている電力会社、電気事業者が適宜判断して、新エネルギー全体で達成するというスキームである。

- ・ 風力発電についての問題として、風況に応じて出力が変動する。系統に与える影響の対策が目的である。まず周波数の変動に対する対策が必要である。二つ目に風況の良い地域には送電線容量が少ない。島の先端で風況が良くても、送電線まで距離がある、送電線があっても容量が小さいなど。周波数対策と送電容量対策の2つの問題をいかにクリアするか。周波数変動対策では、本文では7ページに考えられる対策メニューとして9点あげた。(周波数変動の観点からみた風力発電連系可能量の正確な把握、調整力の拡大に向けた電源運用、会社間連携線の活用、蓄電池等の導入、調整電源の新設、AFC調整専用の第二北本連系線の新設、気象予測に基づく風力発電予測システムの導入、調整力不足時期の風力発電機の解列・出力抑制、周波数変動制約のない地域への風力発電立地への誘導)周波数変動対策オプションにもあるように、22年度までに期待されるものという観点から考えると、調整電源の新設、第2北本連系線を作るというのは検討するのは早いのではないかということになった。16ページから送電容量対策として5つ上げている。19ページから送電容量に関わる情報の充実対策として4つ挙げている。(配布資料を参照)

竹村 英明(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 事務局長)

- ・ 東京電力の吉田さんから東京電力の義務量の達成状況についてお話をいただきたい。

吉田 恵一(東京電力株式会社企画部調査グループ 課長)

配布資料：RPS 制度の履行状況・要望等について

(詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと)

- ・ 東京電力企画部の吉田です。今日は事務局から RPS 制度の義務履行状況、制度に関するメリット、課題を事業者の観点から報告して欲しいという依頼なので、そういった内容で話をしたい。
- ・ まず我々電力会社、法的には一般電気事業者であるが、従来から新エネルギーの促進を一つの課題として取り組んできている。電力会社としては、新エネルギーに対して、3つの違った側面を持って関わっているというところをご理解いただければと思っています。第一は一般電気事業者は基本的に区域ごとに送電線、いわゆるネットワークの所有、運用を行っている。安居室長からご報告のあった風力系統連系小委にも、いわゆる新エネルギーからの電気を受け入れる事業者、ネットワークの管理者として参加している。これが第一の側面である。第二の側面としては、グリーン電力、新エネルギーに関するサポーターとして、従前から民間の自発的な取り組みを様々に支援してきており、自らもグリーン電力証書基金への支援や立ち上げなど様々な形で関わってきた。第三の側面は昨年から全面施行された RPS 制度において、電力の小売事業者として新エネの利用義務が課せられている。当然我々も義務を履行せねばなくなる。こういった3つの側面があり、それぞれ電力会社が新エネと関わると言ったときに、こういった側面で

話しているかを念頭におくと、整理しやすいかと思う。第一のネットワークの管理、運用者という意味では、先ほどご報告のあった風力連系小委の中に電力会社の人間が入っているが、これは、ネットワークに新エネルギーを受け入れるためにどういう課題があるか、そしてどういう協力が出来るかという議論になっていくため、横のつながりが重要になってくる。第二のグリーン電力のサポーターとしては、例えばグリーン電力基金を全国で立ち上げようというつながり。こういった形で電力会社同士のつながりで取り組んでいる部分がある。他方、第三の側面である RPS の義務者としては、一小売事業者として割り当て義務を課せられているわけであり、この点では、PPS、いわゆる新規参入者の方々と同じく義務の履行者であり、第一、第二の側面と違い、電力会社間もある意味で言い方は悪いかもしれないが、ライバルになる。それぞれ義務履行しなければならないため、義務量の多い順で言うと東京電力、関西電力、中部電力と3社あり、東電が新エネ電気相当量をなるべく調達したいというときに関西電力さんを取り合いになる可能性もある。第一、第二、第三で、電力会社の中でも位置づけが違うということを冒頭にご理解いただければと思う。

- それが如実に顕れているのが、GEN さんにやっていただき、今回一覧で配られている論点の整理の調査結果であり、各社対応の仕方が違っている。この件については電力会社間で相談もしたこともなく、あくまでも一義務者として、自分の差し支えの無い範囲で公表している。先ほど安居室長のご説明でもあったように、新エネ電気相当量に市場価値がついてくるということで、あまり手の内を出すと、今後の取引に影響が出るとか、少し足元を見られるということで、判断としてあり得るのかなと思う。いずれにしても、この件に関しては電力会社それぞれ個別に判断をしているので、回答の仕方にもばらつきがあるのご理解いただきたい。そういう意味では、PPS さんについても、同じ義務者ということで、ご回答いただけるかどうかは別にしても同じようにアンケートしていただけると良かったのかなという感じもしている。特に来年以降、更に自由化拡大するということで、必ずしも電力会社の方が圧倒的にシェアを持っているという時代では無くなっていくと思うのでこの件に関しては、小売事業者は一律で義務を課されているというところをご記憶いただければと思っている。
- 配布した資料の1で15年度の履行状況だが、一覧にもあったとおり調整後の15年度の基準利用量が東京電力の場合 9.9 億 kWh で全国の3分の1弱となっている。内訳は書いてあるとおりだが、他の会社から電気を買っている分が大半を占めており、なかんずくバイオマス、これも大部分が自治体さん等の清掃工場からの廃棄物発電の中のバイオマス分が量が大きかった。廃棄物を入れるかどうかは、かつてこの場でも議論があったが、現状として政府としてバイオマス部分については対象になっており、当社の場合今のところは大きな割合を占めている。風力の自社にアルファとあるが、八丈島に 500kW という今となっては非常に小規模な発電所が一つだけあり、これは 0.0 いくつというくらいのウエイトなのでアルファと記載させていただいている。義務量をこういった内

容で達成しているが、バンキング量はほとんど無いと考えていただいてよいと思う。実際には基準利用量は9億8665万6000kWhとなっており、この値丁度にはなかなかならないので、足りないのであれば、バンキングがあるという程度である。

- 15年度東京電力はなんとか義務量を達成できたわけだが、それほど余裕があるという状況ではない中で、今後だんだん義務量が上がっていく、さらに2008、2009、2010では非常に大きな増加が出てくる。正直我々はその期間どうするかということが一番の関心事となっている。全国で見ると、バンキング量があるのではという話もあるが、2008、2009、2010の対応を考えると、決して楽観できないというのが正直なところである。
- こういったところをふまえ、この制度のメリットとしては、RPS法の趣旨の一つであるが、市場原理の導入による競争が働くということである。風力の中でも競争が働き、風力と例えばバイオマスというように新エネルギー同士のなかでも競争が働く。例えば去年の東北電力さんの落札結果を見ても、非常に価格の安い形で落札した案件も出てきた。あるいはこれからの話になろうかと思うが、バイオマスの案件も、まだ水面下ではあるが色々なプロジェクトがあり、我々の方にお話をいただいている部分もある。そういった中でも皆さんが風力のコストを非常に気にしており、風力、バイオマス、太陽光はちょっと価格の点で厳しいかもしれないが、小水力も含めそれぞれ電源の特性を活かしながら、コスト競争をして、日本全体として比較的安いコストで多くの新エネルギーが入っていくという方向を志向しているのではないかとこのころが一つの大きなメリットかと思う。
- 他方、一年を通じて思った点は、特に東京電力のような達成できるかどうかという状況にあるような会社においては、正直三月末どころか、締め切ってからでも達成しているかわからない。例えば、自社の水力がどれだけ稼働するかというのは読めないところがあり、まして弊社の場合、他の会社から払っていただいている分が多いので、他社の何らかの都合で急に購入量が減るかもしれない。減ったために足りなくなった場合、最後の最後は仕方が無いので新エネ等電気相当量を買って来ざるを得ないが、その状況が、色々なパラメーターがあり、それを見ながらコストミニマムを追求するのは非常に大変である。今後はますます大変になっていくのではないかとと思う。我々の場合は非常にパラメーターが多く、こちらがいいのではないかとこのころもあれば、こっちがよいのではという話も出たり、大変だろう。全体の最適を出すために必要なステップなのかなと思っている。
- 要望事項等として2に書いているが、あまり細かい話でエネ庁さんへの要望めいてしまうが、感想ということでお聞きいただければ。制度の細かい話ではないが、苦労があったのは太陽光の代行申請。太陽光については当社の場合、4万件のお客さんと契約しているので、とくにかく量が膨大である。量的な大変さに加え、個別で厳密にやると大変なところが結構ある。今後運用についてご相談させていただきながら出来ればと思っている。例として代行申請で発電者の方からの依頼書を頂くが、法的に厳密に詰めていく

と、例えば高等学校では校長さんでなく、県知事のはんこがいる。同じように営業所の
上についているパネルがあると、厳密に言うとな社の代表取締役の方のはんこを頂かな
ければいけないなど、一件二件であればともかく、数が多くなれば結構大変であった。

について、義務量自体も 1000kWh の単位で、各事業者決まっているが、今経産省さ
んの電子口座で管理され、記録される新エネ等電気相当量は 1000kWh の単位であり、
年度をまたいでの合算は難しいということで、年度末で 1000kWh に満たない分は切り
落とされてしまうことがある。経営上大きな問題ということではないが、電力会社も自
由化の中でコストダウンということで細かいことをつめることになっているので、なぜ
せっきく発電しているのに認められないのかと社内的に一部で納得できないという部
分もある。システムの容量の関係もあろうかと思うが、今後に向けて運用の検討をして
いただければと思っている。最後に制度的な問題。PPS さん、一般電気事業者とも小売
事業者として義務がかけられている中で、我々が競争相手の一つとなっている、自家発
の設備についても何らかの義務付けをしていただかないと、イコールフィッティングの
観点から厳しいのかなということを経後の問題ということで書かせていただいている。
以上報告とさせていただきます。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ ありがとうございます。「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表の大林で
す。竹村と一緒に司会をさせていただきます。ここで一旦、系統小委員会に対する GEN
の見解や、論点を整理させていただき、事業者さんの報告に移りたいと思います。飯田
さん、お願いします。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

配布資料：GEN から系統小委員会へのパブリックコメント

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ・ パブリックコメントをその 10 まで出している。
- ・ 意見その 1 について。自然エネルギーは優先的に接続する権利があるということは、ア
メリカでもヨーロッパでもある種権利としてある。今、全体の状況として会社間連系を
巡り、自由化の事業者と風力事業者の枠の取り合いという変な状況になっている。ベ
ースとしてまず自然エネルギーに接続する権利があるという基本的なルールを作ってい
く必要があるのでは。
- ・ 意見その 2 について。風力の系統影響のみを切り出すことには違和感がある。現実に風
力の影響のみを検知できるのかということが一つ。逆に調整電源も、例えば風力のため
だけに用意をしたとしても、系統全体の安定性を増していくわけであり、恩恵も全体に
あるはず。その意味で AFC（Automatic Frequency Control：自動周波数調整）を風力用に
作するという話もあるが、たとえば北本連系を増強すれば、電源全体にメリットがあるは

ず。それを風力のみしわ寄せし、コストを切り出して解列をするとか、風力だけを切り出して、背負わすという考え方を見直すべきではという視点でいくつかのコメントを出している。

- あとは細かい点、2点のみ。エネ庁さんが情報公開について述べていた点。電力会社の資産になるという点で回答があったが、RPSの証書の価値は法律、自然エネルギーを増やすという国策のもとで制度が出来、その制度の下で資産価値が生まれたもの。電力会社の資産として、自らの経営の裁量で持ってきた資産ではなく、もっと公共に存在する情報という議論も成り立つと思う。その点から我々としてはやはり情報公開をすべきではと思う。さらに価格の情報も出していかなければ。ドイツで行われている固定価格制のように、電力会社がどれだけ負担していて、しかもどの電源はいくらで買われてということが全て分かっている市場の状況と、今の日本のような、今風車を立てよう、バイオマス発電をしようとなると、本当に手探りで色々なことをあたっていくような状況、例えば北海道の瀬棚町のように未だに風力のクレジットすら売れないような状況では、市場の状況として、アマゾンの密林と、ハイウェイを走っているような違いがある。制度というのは、事業リスクをシェアするというのが、ボンのファイナンスの会議でも強調されていた。制度は、国が規制するものではないが、ある政策目的のために、ファイナンスで引き取れるところもあるが、制度がリスクを引き取るという部分もあるという視点で、もうちょっときちんとした市場環境を作るという視点が、系統に関しても、RPSに関してもいるのではないか。
- 吉田さんのコメントで一点のみ。先ほどメリットが競争にあるといったが、東北の競争入札に関しては、新エネ特措法の前の長期購入メニューのもとでの競争入札で行われた価格低下であり、RPSのもとで本当に市場の競争は機能しているのか、そもそも市場という形になっているのかという点は見えていかなければならないのではないかと考えている。まだ日本ではメリットは出ていないのではないかと。むしろ、電力会社が自主的に行っていた長期購入メニュー、事実上の固定価格制度でメリットが出ていたと捉えたほうが良いのではないかと。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- どうもありがとうございました。それでは自然エネルギーの事業者さんからの発言を。系統連系の話など、風力発電に議論がかなり偏っているが、地熱の事業者さんにもあとでコメントを頂く。それでは、ユーラスエナジーホールディングスの名誉顧問、堀さんからお願いします。

堀 俊夫（ユーラスエナジーホールディングス 名誉顧問）

参考資料：日本における風力発電の発展と課題

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- ユーラスの堀です。本日は風力発電事業者懇話会の代表として発言したい。資料に今までの日本の風力の歴史として棒グラフがある。2006年には120万kWから130万kWが完成し、操業になるだろうと言われている。このグラフだけ見れば非常にすごいということになるが、我々事業者はそう取っておらず、むしろ非常に問題があると考えていることを申し上げる。事業者として、何が問題かという先が良く見えないということ。何故先がみえないかというと、日本はご承知のように、北海道、東北、九州風資源が遍在している。そこで、発電した電力を買ってもらう、あるいは現在問題となっている送電線というものを解決していただくのは、直積的には北海道電力、東北電力、九州電力である。ところが、残念ながら現在のRPS法に基づく義務量からは全くといっていいほどモチベーションが無い。なぜ自分がこういう問題を独自で解決しなければならないという理由も存在しない。今後自然エネルギーをどれだけ買いたい、あるいはグリーンエネルギーで地球温暖化防止に寄与するというポリシーも現時点では無いように思える。このような中で、我々事業者の先行きが混沌としているというのが現状である。
- 理由は、ひとえに現在のRPS義務量が非常に少ない。特にこの1.35%の中には、一般的にはいわゆる新エネルギーとあるが、風力発電に関して言えば、風力発電固有のマストとしての義務量がない。結論から言うと、新エネルギーであればどれでもいいということ。ここに我々は非常に大きな危機感を感じている。
- ではどういうことがあればいいかということをお我々事業者が日ごろ話していることを一枚のペーパーにまとめた。今2010年になっているが、事業は20年、30年の事業である。従ってもし2010年が1.35%で少ないのであれば、2020年というターゲットを他の国は始めているので、少なくともRenewableで2020年に5%を導入目標として挙げられないだろうか。特に風力に関して言うと、独自の目標として1万5000MWから2万MWまで拡大するという方策を国を挙げて考えることが出来ないか、というのが一つである。ドイツの会議、Renewable2004でも中国は6万MWを自然エネルギーで2010年にやるとアナウンスした。台湾も2020年までに15%を自然エネルギーでやると言っている。ご存知のようにヨーロッパはもっと進んでいるが、アメリカでも現在10%以上を挙げているのがカリフォルニアで2017年までに20%、コネティカットが2009年で13%、ネバダは2013年までに15%、ニューメキシコは2010年までに10%。テキサスはもう少し細かく風力で3000MWの数値をすでに掲げている。ご承知のようにイギリスも2015年までに15%。このように非常に確固たる目標値を挙げている。2010年はともかく、もう少し先を見て、2020年、あるいは2014年かも知れないが義務量を、あげていただきたい。
- それから最も重要な点になるが、固定価格買取制度かRPS制度かという問題がある。基本的にはRPS制度よりも、固定価格買取制度を導入することを考えてもらえないだろうか。固定価格制度には2つの欠点がある。一つは、業者が儲けすぎないかという問題。もう一つは量が決まらないのではないかという点。ところが、私ども、トーマンの時代から、20年近く風力を海外でやっているが、全て最初は固定価格制だった。価格は調整

できるので、今回のドイツのように、それが多くなりすぎればまた設けすぎと判断されれば値段を下げることもできる。

- もう一つ、日本は他国と比べると非常に風が弱い。その中から、いくらでもリーズナブルな値段を設定すれば、おのずと現在の風の強さから判断し経済面で設置出来る数量は決まる。少なくとも見込みはできる。その中では固定価格制度も一般的に言われている欠点はなくなるのではということ。もし RPS 制度にすれば、現在のように課徴金、ペナルティがあれば、イギリスのようにマーケットがその課徴金のもとに自分達を買わなければならないという観点から市場メカニズムが働いて市場価格が出来、いわゆる先行きの見通しが出来るということで必要だと考える。系統連系はこれ以上述べないが、当然ながら、規制緩和、国立公園法、森林保護法、農地法などの自由化に伴うような規制緩和ということである。最後に少なくとも現在のマーケット規模ではまだ割高であるということから、補助金制度、投資減税等の優遇制度があれば、ますますマーケットも大きくなり、技術の革新が進み、今の風力発電よりも、あるいは今の自然エネルギーでも値段がもっとコンペティティブになると考える次第である。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ありがとうございます。次に風力事業者アンケートの内容報告を可児さんから。実は前回の検証委員会でアンケートの結果を出していただいて、詳細なものは取りまとまってからということだったが、やはり衝撃的に数字がきちんと出ているアンケートを出していただいているので、よろしくお願いいたします。

可児 浩一郎（日本風力発電協会）

参考資料：新エネ利用特措法に関するアンケート調査総括表

（詳細略、詳しくは上記配布資料を参照のこと）

- 日本風力発電協会の可児です。風力発電協会は今から 2 年半ほど前に 40 数社で始まった風力発電産業に携わるありとあらゆる企業の集団である。現在百数十社を超え、約 3 倍。その中で、我々がこの産業をより強固にし、発展させるためには、まず今日の前にある RPS の問題、規制緩和、系統連系の 3 つが非常に重要であろうということ。本年度の協会としての活動方針を 3 点に絞った。その中で RPS に関しては去年末から今年にかけて大規模なアンケート調査を行った。
- アンケートに基づいて協会として何が最も大事かを並べた。すでに何度も出ているように、ここに出ている問題点には重要度の高低があるが、私どもとしてはこれをベースに物を言わざるを得ないだろうと考えてまとめたもの。風力発電協会としてはこれをベースに RPS についてどういう取り組みをしようかということで、一つは RPS に関する検討提言委員会を作った。その中にタスクフォースを 4 つ作った。ベースラインシナリオタスク。昨年度の状況は今後も継続すると仮定した場合には、風力発電市場、風力発電

産業はどうかということを予測するシナリオ。将来シナリオに影響を及ぼす原因を分析して、最も楽観的な見通しから最も悲観的な見通しまでいくつかのシナリオを書き、わかりやすく解説する。これがまず一つのタスク。

- 次に情報開示タスク。協会の会員から得られる情報の収集と開示をするとともに、資源エネルギー庁に対して開示の要望のとりまとめをする。同時に、電力事業者さんに対しても情報開示の要望の取りまとめをお願いする。
- 次のタスクとしては義務量の見直しタスク。義務量自身が非常に少ないというのは皆さんお気づきなわけだが、義務量自体の見直し、経過措置の見直し、さらには新エネルギー別の義務量の必要性があるかないか、さらに今のところ 2010 年までしかないわけだが、2010 年では事業者として計画も立てられないため、それ以降の義務量の設定が必要なのではないか、ということを検討するタスクを作っている。
- 4 番目に取引プロセス見直しタスクを設定した。新エネ等電気相当量買取に関するガイドラインの制定。これは提出の書類様式や手続き、スケジュールなど、厄介な部分の見直し。どちらかというと公平性の担保のための措置。次に新エネ等電気相当量買取に関する新エネ種類別のインセンティブというものが必要なのではないかと考えている。及び手続きの簡素化である。
- 実際に我々がしたことだが、アンケートをベースに今年 5 月に資源エネ庁さんに、RPS 法運用下における情報開示に関する要望書を提出させていただいている。アンケートの結果に基づいたものであり、一部エネ庁さんから、開示のお話を伺っているものもある。同じく 5 月に風力連系小委員会にあてて、協会としての意見書の一つ出した。7 月に入ってから新エネ導入に関わる補助金についての要望書を先週まとめ、今日提出した。具体的には大規模風力、特に洋上というのは日本ではなかなか出来ないわけだが、それに対しての補助金の率、あるいは上限を考えて欲しい。かといって小規模風力発展のために不利になるようなことは避けていただきたい。それから補助金の長期安定継続。
- 私どもとしては少なくとも 300 万 kW の目標を達成させるまでの期間は補助金の長期安定というものをやっていただきたい。RPS 市場での小売価格と連動したものを考えている。さらにできれば kWh に対する補助。前々からお願いしているが、なかなか日本の予算の運営上難しいと聞いているが、考えていただければと思っている。
- もう一つは補助金の決済時期にあわせた同時交付をお願いしたい。例えば、発電事業者が立替を生じるケースも結構あるが、避けていただきたい。複数年度にわたるプロジェクトも結構あるが、そのプロジェクト期間中の補助金を採択時に確定し、事業が実施できない期間が生じるということがある。2 月、3 月に入り、これをまたいではいけないので工事が出来ないケースが多くある。このようなことはないようにしていただきたい。同時に、交付が決定した事業者から順次速やかに交付決定の公表をしていただきたい。こういった情報開示といったことを業界からどんどん発信している。その発信のもとがこの資料である。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- どうもありがとうございました。先ほど東京電力さんから太陽光発電の 1000kWh で切られてしまうという話があったが、地熱では 52 万 kW 導入されている中で、ほとんど RPS 法の対象になっているものが無い。キャパシティブクターが 70%や 80%あるため、非常に大きな量の kWh がカウントされていない状況。日本地熱開発協議会の代表をなさっている出光大分地熱株式会社の井上さん、よろしくお願いします。

森山 清治（出光大分地熱、日本地熱開発企業協議会）

- 日本地熱開発企業協議会の森山です。日本地熱開発企業協議会のメンバーの本格的な地熱への取組みは昭和 50 年代に、自由に電気が作れなかった時代に始まった。その当時は電力会社さんが電気を作り、地熱事業者が蒸気を作ってタービンまで持っていくという形を取っていた。現在のように電気を自由に作ってもいいという時代になり、そういった枠組みが取れなくなった。今からこういった形で地熱開発をするかということが協議会の大きな課題となっている。
- 一つは自然エネルギーの中でも地下を扱うので、非常にリスクが大きく、コストが高い。今回の RPS 法が出来、新しい環境価値が出来るということで、市場性に対してプラスになると期待していたが、従来の蒸気を使って電気を起こすというやり方が資源の再生可能性がはっきりしないということから現在除外されている。先ほど大林さんからあったように、地熱の利用率は非常に高く 70%や 80%であり、自然エネルギーの中では安定している。例えば 2010 年で 300 万 kW の風力でも 20%の利用率では 60 万 kW となる。地熱の安定性を見れば、風力とならべるような発電の実績を持っている。その中で、従来の発電方式が除外されているというのは、これから新しい地点を開発しようというときに、地下の資源に応じて従来型のやり方も現在開発しているバイナリも、並存してやっていけるので、そういった区別はおかしいのではないか。その点は従来型などと分けずに認定していただきたい。飯田さんの論点整理にあるように、地熱の適格性、既設新設の並存というところに関係すると思うが、その点をお願いしたい。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ありがとうございました。RPS の価値部分の取引をなさるという事業をやっているということで、取引状況についてナットソースの船曳さんのほうから若干ご説明をいただきたい。よろしくおねがいします。

船曳 尚（ナットソース・ジャパン）

- 私どもナットソースジャパンは、こちらにいらっしゃいます日本自然エネルギーさんと 2 社、RPS の価値部分について取引の仲介をさせていただくということを表に出してい

る。そうした中で現状について少しお話ししたい。まず、私どもナットソースジャパンという会社が何を目的に仲介をやっているかということだが、ある意味で皆さんへの問題提起の一つになるかもしれない。基本的には二酸化炭素や電力の仲介をやる。双方に関連のある商品ということで RPS 相当量の取り扱いをしているが、もう一つの側面から言えば RPS もしくは新エネ発電事業という事業が持つリスクを外に出せないかということを考えている。今の新エネの議論の中でどうしても電力会社と新エネ事業者という限られた中でのリスクの転嫁というもののしか話がされていない。市場メカニズムという言葉があるが、市場化することによって、そういうリスクを特にファイナンスツールを使いながら外に、要は電気事業をやっている方以外のところへ移せないかということの一つの目標に考えている。

- そのとき RPS の制度、もしくは新エネ事業全体をある種階層分けして見ている。まず第一階層目は電気そのもの。皆様のリクエストの中に電力会社の買取価格が安いのではとあるが、ここの部分については逆に自由化のプロセスの中で、もしかしたら面白い話が出るかも知れない。特にパンケーキの問題が緩やかになり、バイオマス発電とか、ごみ発あたりから崩れていく可能性があるかもしれないと思っている。
- 二階層目は RPS のところ。ここについては皆さん色々なお立場があって、色々なそれぞれの思いがあると思う。現状ではある意味では一物一価というところ。ごみ発など、バイオマスについては比率というところは掛かるが、基本的には発電量に依存している。ここについては、それぞれの思いがあり、それぞれの制度を作る方がすばいという事で、私は立場上立ちいらないと思っている。
- 三階層目だが、政策、主に補助金という言い方になると思う。政策的にこういうものを進めたいというところのお金の付けかたになると思う。私はこの世界に入ってから 4、5 年くらいだが、エネ庁さんのスタンスの方がある意味で事業者よりも進んでいる気がする。エネ庁さんの方がどちらかというと経済効率的にコストのいいものからどんどん入れていけないかというフォーカスがあるような気がしている。それに対し特に新エネ事業者さんの方は、旧来の事業リスクをある意味取らない、他の方に転嫁しておくのが楽だからと、あえてきつい言い方をするが、そういうところにあぐらをかいているのではないかという気がする。プロジェクトであり、ボランティアにやっているわけではないので、事業リスクをきちっとメジャーしてやるべきではないか。その一つの表現の仕方がファイナンスだろうと思っている。
- その上に、上か並列かはわからないが、ボランティアなグリーン電力証書があったり、またこれから整理がされてくるのだろうが、二酸化炭素との関連付け、もしくは広く環境価値との関連付けというものがあるかと思っている。
- こうした中で、RPS で言うと、マーケットの種類として 3 つあると思ってくださいとよく言っている。まず 3 つのうち 2 つと 1 つに分ける。分け方は kW で表記するか、kWh で表記するか。この切り口はある意味で、既設部分と新設部分という捉え方になるかも

しれないが、これから作る方にとっては、ある意味で事業リスクは誰かに取っていただきたいというのは強い。であるがために、これからどれだけ発電できますかというのは、設備容量の kW で表す形のオーダーを預かることがままある。これが一つのマーケットのパターン。それ以外が kWh の形。これは RPS の制度、特に義務量の課し方によるのだろうが、2 つに分かれている。1 つは私どもはノーマルな量と言っているが、おおむね 100 万 kWh を超えるような証書の取引スタイル。もう一つがそれ以下、おおむね数万から数十万までだが、基本的には対象はほとんどが PPS さん、もしくは特定電気事業者さんというような方々の義務量の履行のためになるような形。普通に RPS の値段という kWh のノーマルなものであろうと思われる。

- kW のものは kWh のものに比べて、おそらく買い手に事業リスクを移転している。完全な売り手責任ではなくて、買い手のほうにリスクが移転するということで、kWh のものに比べれば、事業リスク分だけディスカウントされているのだろうと思っている。マーケットの値段の作られ方を見ても、若干ディスカウントがかかっている感じがする。ただし必ずではなく、参加者の合意の中でそうになっている。
- kWh の中の小さいものは、需要の方からこれだけ出ないですかと聞く形になる。逆に供給サイドの方はおおむねどの発電事業者も数 10 万から 100 万 kWh というのはだいたいある程度の設備があればすぐ出る量であるから、小売をする、分割をする、手間をかけているということで、若干高くなっているという気がする。必ずそうなるというわけではないが、傾向としてそうになっている。
- 次に流動性のところだが、今日エネ庁さんが出した資料、実は HP のところに別添という形で別の紙がついている。義務履行の最終届出日、つまり今年の 6 月 1 日までに移転がされたのは 16 件。数量が約 2000 万、正確には 1963 万 1000kWh。新エネ相当量の発行に対しての回転率というものが 0.01、つまり 1 %で、ほとんど回転が無いということが一つ特徴的である。供給総量では 0.4%しか移転がなかった。これには大きな側面が 2 つあると思う。一つは証書になっている、相当量として出されたのが総供給の半分しかない。もう一つが、既存の契約を継続的に尊重しようという、RPS 法が作られた時の経緯もあり、今のところ既設が非常に大きなウエイトを占めている。その結果非常に流動性が出にくいのだろう。
- ここの切り口がもう一つ大切なところであり、既設部分の方が持っている利害とこれから建てたい方が持つ利害、欲求、ポイントが違うのではないか。その整理が必要なのではと思う。私どもは最終的にはフィナンシャルツールにまで繋げたい、変な言い方をすると「リスク」を「新エネの村の外に出せる」のでは。何が出来るかということ、具体的には価格状況を公表していきたいということに尽きる。ただ現状ではできていない。なぜかと言えば、価格情報というものについて取引の参加者は非常にセンシティブになっている。情報公開のところにもあったが、自分の財布の中を見られたり、評価されることは誰もが嫌。ボランタリーに情報公開するのはよいが、人の財布の中を国が見せると

いうことに私は実は反対である。そういうこともあり、我々としては、機密保持の契約を結んで、ガードをかけて、理解していただいた方の中には情報を発信している。その方に対しては、無償でフリーに情報を発信している。当然ギブアンドテイクという形で、情報を出すので、取引をするという決断をされたときには、いくばくか私どもを介してやっていただければというアプローチの仕方をしている。

- 最後に私どもとしては、情報公開できればいいと考えており、そういう状態に持っていくために努力していきたい。その中で価格の指標のようなものを出せれば、特に新エネの設備をこれから作られる方のフィナンシャルツールの中に、リスクを外に出すためのいいサポートになるのではないかと考えている。基本的には価格の変動に対して先に決済が出来るような形。安居室長がおっしゃったが、この制度自身は、相当量を持てるのは電気事業者か、新エネ発電事業者しかない。それ以外の人に相当量のリスクを持っていただくことが無理ならば、お金でやり取りするしかない。そのためのツールとして、指標というものを、我々のような、いろんな方がフリーにアクセスできるところでやっていきたい。残念ながら、エネ庁さんには価格の情報がいくばくか集まるが、基本的に任意であり、透明性・恣意性の問題が必ず残ってしまう。民間の OTC できちっとやっているところの価格指標が信頼に応えられるようにがんばりたい。実際の値段のところについては、申し訳ないが、機密保持を結ばせていただいているので、一切何も言えない。件数は何件トレードありましたかということも、一件結んだことは公表しているのでいえるが、ほかは一切この場でもいえないことをご了承いただきたい。以上です。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ありがとうございます。活発化していかないと、市場の透明性が確保されないということだと思うが、同じように RPS 相当分の販売、風力をなさっている日本自然エネルギーの正田さんからコメントを伺いたいということですのでよろしくお願いします。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- 私どもは3つの事業セグメントを持っており、グリーン電力証書、2番目が自ら発電するマイクロ水力発電、3番目が RPS を円滑に動かすための仲介のお手伝い、この3つを柱としている。2番目のマイクロ水力の事業者としての立場から言うと、RPS 価格は高いほどよいが、それこそ 11 円/kWh に張り付いた固定価格に近い水準が一番望ましいと言えるが、やはり RPS のキモは競争原理で、それなりに価格が抑えられることではないかと思っている。我々も現状の RPS 法がベストとは思っていないが、その中で誰もが RPS 法の良さを認めるのは、おそらく競争原理が働いてコストが下げられる。それによって一般電気事業者の負担を少しでも軽くする。結局高い値段で電力会社がそれを買うということは、それだけ電気代が上がるということなので、そういう意味では少しでも競争原理を働かせて、皆様の電気料金を安くすることが RPS 法の本質ではないか

と思う。RPS 法の本質は、一定の目標の中で最大限自由経済の良さを発揮して、競争原理で値段を下げるということにあるので、今もナットソースさんがおっしゃったように、個別の会社がどれだけポジションを持っていて、どれだけバンキングをしていて、どれだけボロウイングをしているというのは社会主義ではともかく、自由主義経済では公表しないのが当たり前であり、無理やり公表させようとする RPS 法の一番いいところ、コストを下げるという良さが消えると思っている。我々も秘密保持契約を結びながら、RPS の仲介のお手伝いをしており、残念ながら、まだナットソースさんのように成約第一号を公表していないが、近々成約を公表できる可能性があると思っている。その中で個別の契約は船曳さんがおっしゃったように最後まで出せないだろう。出せるとしても今年どれくらいの件数があるって、どのくらいの売り上げがあったという包括的な情報がせいぜいだろう。またその程度の情報に留めることが、RPS 制度の活性化には大事だと思う。ただし売り側、買い側とも全く価格指標がなければ、売る方はいくらで売ればよいかかわらず、買う方はいくらで買えばよいかかわらない、探り合いのコストがかかるので、何らかの価格指標を出していくことは大事だろう。我々も、我々を経由した取引価格に関しては、当分価格は公表できないが、全く公表できないのでは面白くないので、あくまでも個人的な形で、我々を通すもの通さないもの、リサーチしていくと、非常に大雑把に言って、RPS の価格水準は 3 円から 6 円ぐらいの間で動いていると見ている。まだまだ幅が広く、価格指標といえるものは成立していない。ただし、11 円に張り付いていないし、1 円、2 円でもない。基本的にその中間あたりだろうということを参考情報として本日はご案内したい。以上。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ ありがとうございます。エネ庁さんからコメントをいただいて、その後ディスカッションという形にしたい。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

- ・ 3 年後の見直しはまだ先だが、論点を整理していただいた。我々も 3 年目になっていきなり検討ではできないので、事前に準備期間があるが、こういった指摘を初年度からしていただいてありがたく思っている。当面の関心事項は RPS の価値分について、どういう取引がなされているか。初年度は、かなりバンキングがあったが、今後義務量が上がってくる中で、どのようなマーケットの動きになってくるのか、価格上限が 11 円に設定されているが、こういった形で取引がなされて、風力発電事業者としても健全な事業の発展をしていけるかというところに関心がある。一年目でよくわからないが、今後 2 年目 3 年目とどうなるか見守っていただきたいという状況。

竹村 英明（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 事務局長）

- どうもありがとうございます。今日色々な方々の報告を聞いて、新エネルギー利用特措法はまだまだ闇の中、キリの中という気もするが、今の資源エネルギー庁の安居さんへの質問、電気事業者の東京電力さんのお話もあったが、実は電力各社に自然エネルギー促進議員連盟から今日出ていただきたいと要請を各社にしたが、代表は東京電力さんということでお断りがあった。それでは皆さんから質疑、ご意見を。

大友 哲（太陽光発電普及協会）

- 太陽光発電事業者の大友です。風力発電と太陽光発電で同じ土俵の中で、11 円ということで、個人的にはっきりしないのは、電力そのものの価値とグリーンな自然エネルギーの価値ということで、例えば風力と太陽光では電力そのものの価値が違うのでは。ランダムにいつ風が吹くかわからない風力と昼間のピークに主に発電する太陽光と電力そのものの価値が違うので、11 円で切ってしまうと、太陽光の価値は 15 円や 20 円ともっと高いと思う。例えば風力は 11 円。RPS 法の中で一緒にすると市場原理に乗らないのでは。そこはどう考えるか。それから 11 円の中身は電力そのものとプレミアム分を分けて考えているのかをお願いしたい

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室）

- 資源エネルギー庁の中島です。太陽光については 11 円という上限価格を設定しているが、RPS 法ができるときに提案された総合資源エネルギー調査会の新市場拡大措置小委員会報告書においても、太陽光については RPS 法と余剰電力購入メニューと補完しあいながら太陽光の推進を行うとしており、今太陽光については余剰電力購入メニューで住宅用であれば 23 円程度で買っている。余剰電力購入メニューとあわせれば、11 円という上限価格があるが、

大友 哲（太陽光発電普及協会）

- 余剰電力購入メニューが、動力なのか高圧連系なのか電灯なのかで、電力会社で 3 つのメニューがあり、価格が違うので、その矛盾がある。家庭用の 3 kW ならよいが、事業化して何千 kW の設備を作って連系すれば動力が高圧連系になり 15 円程度になる。市場原理の中で大量の発電を電力会社に売るためのことをこれから考えていただきたい。

中島 恵理（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室）

- 余剰購入電力メニューは詳しくは東京電力さんに。RPS 法の考え方としては余剰電力購入メニューと併せ持っている。11 円は相当量のみか電気を合わせたものかということだが、これは相当量のみ。相当量プラス電気については上限価格はない。上限価格についても、11 円以上で買ってはいけないということではなく、電力会社が義務履行をすると

きに、義務履行が出来なかったときに、11 円以上のものしかなかったという場合に、履行できなくてもかまわないという意味。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ 課長）

- 太陽光と風力の話では、飯田さんの論点の指摘にもあったように、RPS は市場原理によってコストダウンを目指すという趣旨のなかで、市民のファンドによる風車はなかなか市場にのってこない。太陽光についても現在の価格水準を前提にすると風力より高くなり、市場にのってこない。ここは購入をするときに非常に悩ましい。その中で、太陽光は余剰購入メニューを 10 年以上前からやっており、普及の一因となっていることから継続しており、RPS 制度が導入された後も、枠をはみだしたような形で買い取りをしている。最初に余剰買取制度を決めるときに、販売している電力量と同じ値段で買わせていただくとしたため、大友様の指摘のように業務用電力や低圧電力は基本料金は家庭用よりも高いが、アワーは安いので、そういったお客様が仮に太陽光発電を導入した場合、kWh で買い取るので、低い。家庭用と同じような条件で設置しているのに、だいが安いのはおかしいという指摘をいただいている。今後余剰電力買い取り制度自体どうするかは一つの課題である。10 年以上制度を継続してきて、ある程度割り切りで決めており、検討したい。太陽光と風力で電気そのものの価値が違うのではという点について。電力のピーク時に普通晴れの日では太陽光がピークカットしているのではという指摘。太陽光のピークカット効果をどうとらえるかはこれも我々としては一つの検討課題であり、研究もしてきた。しかし、設備丸々、例えば太陽光発電設備が 5 万 kW あるなら、その分電力会社の発電設備を落とせるかということそうではない。ピーク時に 5 万 kW 発電しているとは限らないし、電力のピーク時と太陽が真上にある発電のピークと多少のずれがある。また、温度が高くなると発電効率も多少下がるなどあり、どのくらいの効果があるかは検討課題。我々としては設備計画を作るときには太陽光が 10 万 kW あるとしてもその分供給力を下げるという計画にはしていない。買い取り量としては太陽光の発電量も計画に含まれているが、設備を用意する際には、太陽光は安定性に欠けるという点から、計画に織り込んでいない。設備建設を低減しないという意味では太陽光も風力も同じで、kWh の価値、いわゆる燃料の焚減らし分として考えているのが現状。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- 太陽光について少しコメントしたい。昔 REPP（自然エネルギー推進市民フォーラム <http://www.jca.apc.org/repp/home.htm>）でピーク削減効果についてやったが、多く見て総キャパシティの 3 割程度。ピーク価値は週末だとか春、秋ではあまり高くないので、ピーク価値で迫るとあまり有利な議論にならない。むしろドイツが太陽光を 80 円で買うなど前半で議論していたが、太陽光が爆発的に普及して、コストが減るということで有利だという意味で政策的に価格をつけている。韓国も 70 円。要は政策の作りこみとし

てどういう哲学を持って関係づけるか。例えば暫定的にこのまま RPS 法を続けるとすれば、この前新エネ部長であった藤田さんと話をしたが、太陽光のクレジットは一枚で 10 枚分の価値とすればよいではないかと。そうすれば 5 円で売れたとしても売る方としては 50 円となるし、全体としては薄まるので、電力会社にとってもそれほど大きな負担になるわけではない。もし政策的な哲学をもつならそういうやり方でよいのでは。先ほどの正田さん、船曳さんの意見に対してだが、RPS は市場的だというドグマは止めたほうが良いのでは。イギリスの RO の事業者が受け取るクレジット価格と電力の価格を足し合わせると、固定価格のドイツの方が安い。競争原理が働いているという理論は現実に裏付けられていないという事実があり、トランザクションコストを全部足すと、RPS は経済合理的ではないという研究もある。まず RPS か FIT かの二元論的なドグマは止めたほうが良いということ。どちらが決めるときに簡単か、合意しやすいかということを実践的に考えたほうが良いのではないか。今から 3 年後に、4 年後の数字、法律で決まっている 2010 年に 1.35% を見直さなければならない。このときにどうやって誰が決めるのかすごく難しい問題だと思う。多分今、電力会社さんは厳しいと言うだろう。世界中のほとんどの人が日本の 1.35% はあまりに小さいと思っているが。日本の電力会社の政治力は非常に強い。おそらく 4 年後 1.35% がそのまま横ばい、下手をすると減らず、法律に書いてある見直しというのは本当に可能なのかということを経済省さんは真剣に考えたほうがよいのではないか。我々も考えなければいけない。この数字を合意するのは非常に難しいと思う。ところが価格は結構合意しやすい。誰もそんなに人をもうけさせたくないから、すごく厳しい査定がある。逆に厳しすぎて風力は 1 円だといっても、ナンセンスだと思われる。価格の方が絶対に合意しやすいし、厳しい査定がある。ところが目標値は絶対に泥仕合になると思う。あまり希望的観測を持ってない。その政治的なリアリティーを持ったほうがよいのでは。RPS の細かい市場の云々という話ではなく。あと、根本にある哲学と何のための政策なのかということを考えて。その 2 つがすごく大事であると思う。それを踏まえて 3 年後は、中国、世界に対して誇れるようなものにしていきたいと思う。

高橋 元廣（太陽光発電普及協会）

- 太陽光発電普及協会の高橋です。協会からいろいろと意見を出させてもらっているが、あまり取り上げられない。現在の RPS 法をベースに一番考えられるのは、3 年後でないと見直さないということだが、随分遅い話。たまたま RPS 法が適用されている風力発電の業者さんも全て含めて、目標値があまりにも甘すぎて、法律にある自然エネルギーを育てる法律になっておらず、むしろ抑制法になっているということが、常識的には 1 年間で分かっている。これを 2 年も 3 年もほっておいて、先に決められないというのは、どうにもならないことかも知れないが、非常に不可解。今年 1 年で分かったのだから、どこかで切り出して早くやって欲しいということが一つ。

- 価格に関しては、電力会社の価格メニューを見て驚いた。太陽光が恩恵を受けている等価、風力も 11 円、12 円という下限価格で買ってもらうのも当たり前だと思っていた。ところが、見てみると全く逆で、自然エネルギーいじめの法律だというのが我々の主張。いじめをなくすには、大変厳しい義務量を電力会社に早めに課してもらいたい。価格面でも自然エネルギーを育てるという目標があるのだから、電力会社が売っている価格を最低限として買ってもらうとか、もっと厳しい量で電力会社に努力してもらいたい。100%電力会社で自然エネルギーいじめの RPS は世界に無いと思う。1 年たったのだから即刻見直してもらいたい。ここを何とかブレイクして、まず数字の見直し、RPS を活かすやり方でやってもらいたい。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- 先ほどの飯田さんのコメントはこちらの意図とは違う取られ方をしているので訂正しておく。私も船曳さんもおそらくそうだと思うが、RPS 法と固定価格買取制を比べて RPS 法が優れているとは言っていない。ここでは RPS 法をどう活かすかというのが一つの議題だと思うので、そう考えるとすれば、RPS 法の一番のキモは自由競争にある。したがって価格をブラインドすることは当然であるし、RPS 法を選びながら価格を全部オープンにし、価格の中に不公平なメカニズムを入れろというのは、いいか悪いかわからないが、RPS 法の中で比較的いいと思われる部分すら殺してしまうのではないかという問題。RPS 法と固定価格制を比べて RPS が良いと言っているわけではないので、念のため捕捉しておく。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- 一つだけ申し上げると、飯田も言ったように一番主要な論点はどういうために政策を講じるかという政治的哲学的な意思を考えていくということ。RPS を見ていくと確かに価格競争と事業者の方がおっしゃるのはわかるが、少なくとも自然エネルギーを普及させるための法律であるということがまずあって、そこが実質的に動いていない中では制度的な中身を精査していく必要があると思う。

船曳 尚（ナットソース・ジャパン）

- RPS の法律がいいか悪いかは思いがあってもよい。普及させたいと思うのであれば、補助金などの整合性が重要と思う。今まで電力会社におんぶにだっこで全部やっていた。電力自由化の中で、そういう時代ではなくなったのではと思う。電力会社ですら皆さんに売る電気について自由競争にさらされる状況になっている。そういう社会的な変化をうまく捉えてあげないといけない。参加者が苦々しく思いながらもうまく制度を使おうとしてがんばらないと回らない制度だと思う。おっしゃっていた政策的な思いは、RPS という制度がどういう性質のものか考えた上で、それを政策の中にどう落とし込んでい

くかを考えなくてはいけない。もしくは RPS の制度変えるとか無くすとかいう話ならば、とりあえず今ある RPS が有効に機能すればどうなるか、そのために現状ではどういう不具合があるから、どう改善したらいいのかというステップを踏んで考えたほうが良いと思う。

吉田 恵一（東京電力株式会社企画部調査グループ 課長）

- 一言申し上げたい。新エネに対する電力会社の立場が3つあるという話を、少し繰り返したい。電力会社がぬくぬくとやってきたというのは、確かに独占だったのでそういう面があったかもしれないが、自由化の中で、PPS さん、自家発電事業者さんと競争をやっていて、現在では相当厳しい経営をしているつもりである。その中で RPS 法では、小売をやっているものは全員均等に販売電力量に応じて、義務量を課されており、小売を行っているものには公平に負担がかかっている。他方、先ほどの飯田さんの固定価格買取制度の話は、ネットワークを持っているという側面から、買取を電力会社だけが負担すべきという議論であるが、それは公平性の観点からおかしい。何らかの調整が必要なのではないか。この点を飯田さんはいつも指摘しているが、小売事業を行っている事業者、自家発電業者が最終的にはイコールに負担をしていくというのがあるべき姿と思っている。RPS 法については、この1年で成果が上がっていないところで抑制法かというご発言があったが、我々としては当面はともかく、今後義務量が増える中で達成の目処がついておらず、他社からの購入に加え、自分たちでなんとか新しい発電設備として風力やバイオマスができないかと検討している。RPS 制度では、2008、2009、2010 でどういった姿になっていくかがポイントだと思っているのでその点だけコメントしておく。

竹村 英明（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 事務局長）

- ありがとうございます。色々な議論の大本に、何のための法律かというのが一番大事だろう。その上でこの法律ができているので、その目的に向かってこの法律をどう変えていくのかという議論でないといけない。そうでなければ、この法律がもうすでにあって、このスキームでやるのだから、その中で競争が生まれて、情報を隠しあわなければ、とされる流れでいいのかと思う。この法律が出来るときに、太陽光発電は法律の枠の外に出ていた。電力会社の自主購入メニューでよいとなっていた。法律が出来ていく過程で、電力会社も自由化の中でメニューも厳しくなり、無くなるかもしれないという噂が立ったり、現に設置補助はもう無くなっていく。そういう状況で、自然エネルギーの中で太陽光が厳しい。風力も買い取り枠がどんどん無くなっていき、建てたいけども、建てても買ってくれる人がいないという状況がこの法律の中で生まれている。果たしてこの法律は、この法律の目的にかなっていたのか。この法律が目的を達せられるものになっているのか、そこが一番重要では。その点を踏まえて、最後に資源エネ庁でどう捉えているか。3年後では遅いという意見もあったが一言お考えをお聞きたい。最後に飯田に

引き継ぎたい。

安居 徹（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室 室長）

- 色々議論はあったが、ここにいる全員に共通しているのは、新エネルギーを導入促進し、地球環境問題、さらに日本のエネルギーセキュリティに貢献するために新エネを普及させるという気持ちは同じではないか。どこかのみにもうけさせるとか、どこかにしわ寄せをするのではなく。運用面に関して、促進の仕方が手ぬるいとか遅いなどあり、2010年度の最終目標、義務量の高い低いはあるとしても、その部分は共有したい。今年度の義務量の話も出たが、少なくともこの義務量を決めるときには、設備設置時には適地を探したり、設備投資によって時間がかかるとか、気象条件によって影響もあるということで、いきなりハイレベルな目標では、色々不都合が生じるだろうということで、意図的に低めにした。低すぎるというご意見もあるかもしれないが、2年目3年目も低すぎるとなるかもしれないが、今後見極めていきたい。15年度は終わってしまったが、今後状況を見てご報告していきたい。引き続きこういった場を通じて、霞ヶ関の4階5階に座っているだけではわからないかもしれないようなことを整理していただいて、系統を受け入れる義務者の方、及び導入を促進している実際の事業者の方双方の意見をまんべんなくお伺いして、3年の時にはできるだけ皆さんにご満足頂ける方向で検討したい

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- 最初の年度の記録が出た上での今年度初の開催ということで、改めて課題などが一通り議論できリフレッシュできたのでは。今年度少なくとも、もう1回やりたいと思っている。風力協会でも具体的制度の提案、見直しがあるので、そういった形での作業的なものもしたい。今後の活動は直接、HPを通じてご案内して進めていきたい。系統の問題もとりあえず小委員会が一段落ついたということで、今後モニタリングされるということで、これについても我々、風力協会とも重要な課題としているので、これも東京電力さんに多大なご協力を頂いているので、今後もご協力賜りたい。論点はアップデートしてHPにアップしたい。どうもありがとうございました。

以上